

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について

1. 認可定員と利用定員について

「認可定員」とは、教育・保育施設の設置に当たり、認可された定員のことです。「特定教育・保育施設（※1）」の認可定員は京都府が、「特定地域型保育事業（※2）」の認可定員は宇治市が認可します。

一方、「利用定員」とは、子ども・子育て支援新制度における施設・事業ごとに、過去の利用実績や今後の利用見込を踏まえたうえで、「認可定員」の範囲内で、宇治市が定める定員のことです。

※1 特定教育・保育施設・・・幼稚園・保育所・認定こども園

※2 特定地域型保育事業・・・家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育

2. 利用定員の設定にあたって

「子ども・子育て支援法」では、市町村が「特定教育・保育施設」と「特定地域型保育事業」の「利用定員」を設定する際は、「認定区分（※3）」ごとに、計画で策定した確保方策の内容と合致しているか、また、需要に対して供給過多または過少になっていないかなど、子ども・子育て会議の意見を踏まえて設定することが必要と定められています。

※3 認定区分 1号認定・・・満3歳以上の教育を希望する子ども

2号認定・・・満3歳以上の保育を希望する子ども

3号認定・・・満3歳未満の保育を希望する子ども

3. 利用定員について

○ 保育所2か所が認定こども園に移行予定

以下の2施設が、平成30年4月から幼保連携型認定こども園に移行する予定です。

なお、2施設とも、京都府への移行認可申請において、現在の2号認定児・3号認定児の受入実態に応じて認可定員を変更して申請されており、利用定員も認可定員と同数とされる意向を示されています。

施設名	運営法人	定員			
		1号認定	2号認定	3号認定	合計
同胞保育園	社会福祉法人 同胞会	5名	90名 (△5名)	70名 (+5名)	165名
北小倉こひつじ保育園		6名	100名 (+12名)	70名 (+8名)	176名

なお、その他の施設については、現時点で、1号・2号・3号認定の利用定員変更の予定は未定です。